

■ 特定建築物における飲用水水質検査項目(平成26年4月1日施行)

【水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲用水を供給する場合】

項目名	番号	検査項目	検査頻度	備考	
16項目	1	一般細菌	6月以内ごとに1回		
	2	大腸菌			
	9	亜硝酸態窒素(新規追加)			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
	38	塩化物イオン			
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)			
	47	pH値			
	48	味			
	49	臭気			
	50	色度			
	51	濁度			
	6	鉛及びその化合物※			重金属
	32	亜鉛及びその化合物※			
	34	鉄及びその化合物※			
	35	銅及びその化合物※			
	40	蒸発残留物※			
12項目	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	毎年1回(6/1~9/30)	消毒副生成分	
	21	塩素酸			
	22	クロロ酢酸			
	23	クロロホルム			
	24	ジクロロ酢酸			
	25	ジブromokクロロメタン			
	26	臭素酸			
	27	総トリハロメタン			
	28	トリクロロ酢酸			
	29	ブromोजクロロメタン			
	30	ブromohホルム			
	31	ホルムアルデヒド			

※ 重金属等5項目については、1回目の水質検査の結果が水質基準に適合した場合は、2回目の水質検査を省略できる。

【地下水その他の上記以外の水を水源の全部又は一部として飲用水を供給する場合は、下記を追加】

項目名	番号	検査項目	検査頻度	備考
7項目	14	四塩化炭素	3年以内ごとに1回	有機化学物質
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		
	17	ジクロロメタン		
	18	テトラクロロエチレン		
	19	トリクロロエチレン		
	20	ベンゼン		
	45	フェノール類		
		全項目(51項目)	給水開始前に1回	